

合併の目標期日の変更について

合併の目標期日の変更について提出する。

平成 17 年 2 月 27 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	3	合併の目標期日の変更について
合併の目標期日「平成 17 年 1 1 月 1 日(火)」を「平成 17 年 1 1 月 7 日(月)」に変更する。 経過 平成 16 年 3 月 2 日第 2 回合併協議会において提案。《提案第 5 号》 平成 16 年 3 月 20 日第 3 回合併協議会において協議。《協議第 10 号》 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）等の一部改正が国会で審議中のため、継続審議となった。 平成 16 年 5 月 19 日可決、同年 5 月 26 日公布、施行。 平成 16 年 8 月 25 日第 9 回合併協議会において協議され承認。 変更の主な理由 電算統合システムをスム - ズに移行させるため。 （平成 16 年 9 月 14 日に新町の電算統合にかかる契約が成立し、その後電算部会及び両町職員を中心に担当業務の検討会を実施していくなかで、先進地の事例も参考にトラブルが少なくスム - ズに移行できることを勘案し、休日明けとしたため。） 新町における業務の大部分が大河内町庁舎に集約され、その移転作業に相当の時間を費やす。また、現行の 1 1 月 1 日（火）の前日 10 月 31 日（月）を完全な閉庁扱いができないため。 平成 17 年 2 月 3 日（木）両町町長会議において確認済。		

平成 17 年 2 月 27 日 確認 継続審議